

指定地域密着型通所介護 重要事項説明書

あなたに対する通所介護等の提供開始に当たり、厚生労働省令第37号第105条(第8条を準用)の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

かたばみ荘では要介護状態にあつて在宅生活を維持している高齢者等に対して、通所による各種サービスを提供し、在宅生活支援、社会的孤立感の解消に努めるとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

ア 利用者の生活援助と処遇の向上

- ① 利用者のニーズを的確に把握し、利用者からの苦情については迅速に対応・処理できる体制づくりと、利用者本位の介護サービスの提供を心がけます。
- ② 利用者が施設利用することにより起こり得ると考えられる心身状態の変化に配慮するとともに、個別計画による機能訓練、諸行事への参加やグループワーク・サークル活動参加で、在宅生活との格差をなくすよう努力します。
- ③ 食事は選択食等の導入により利用者の嗜好に配慮するとともに、管理栄養士がそれぞれの病態に合った食事の提供と、低栄養改善のための栄養マネジメントを行い、適切な栄養管理を行います。また、厨房については常に衛生面に注意し、食中毒等の防止に努めます。
- ④ 利用者の健康管理については、利用者と家族のつながりを重視した看護相談、援助等を実施するよう心がけます。

イ 災害・事故防止

- ① 災害の予防については、日常の火気取締りの徹底と火災発生源の根絶を期するとともに、大規模な地震による被害発生の防止、または軽減を図るために定期的な非常災害訓練、防災教育を行い、随時危険箇所や非常口の点検または避難経路等の周知徹底を図り、利用者の心身状況を把握して不測の事故防止に努めます。

ウ 環境整備

各職種間の連携を密にし、施設内外の環境美化を図り、設備機器の適正な保守管理・整備・修繕を行い、利用者が生活しやすい空間づくりに心がけます。

エ 虐待の防止

虐待の防止については、利用者の尊厳ある生活の保持の為、当法人の定める指針に基づき利用者の権利利益の擁護に努めます。

2 当事業所の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人 かたばみ会 デイサービスセンターかたばみ荘		
事業所の種類	指定地域密着型通所介護		
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 淳 司		
管理者職・氏名	管理者 鈴木 真 里		
所在地	〒998-0015 酒田市北千日堂前字松境 18 番 1		
	電話番号	0234-35-1451	FAX 番号 0234-35-1452
指定番号	指定地域密着型通所介護	(山形県 0690800370 号)	
定款の目的に定めた事業	1 第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	
	2 第二種社会福祉事業	老人デイサービスセンター 老人短期入所事業 老人介護支援センター 小規模多機能型居宅介護事業 障害福祉サービス 相談支援事業	

3 当施設の設備の概要

定員	18名		
食堂及び機能訓練室	181.02 m ²		
浴室	一般浴槽(1台)	特殊浴槽(2台)	61.53 m ²
介護教室兼ボランティアルーム	64.90 m ²	送迎車	3台
相談室(面接室)	11.44 m ²		

4 当施設の職員体制

() 内兼務

職 種	常勤	非常勤	計	勤 務 体 制
管理者	(1)		(1)	常勤(8:30~17:30 勤務)
生活相談員(内介護職員兼務)	3(2)		3(2)	
介護職員	4(2)		5(2)	常勤(8:30~17:30 勤務)
看護職員兼機能訓練指導員 (特養兼務)	(4)		(4)	
管理栄養士	(1)		(1)	常勤(8:30~17:30 勤務)
事務職員等	4名以上		4名以上	
業務員	2名以上		2名以上	

5 営業日及び営業時間

毎週日曜日、年始(1月1日から1月3日)を除く毎日	午前9時30分~午後4時00分
---------------------------	-----------------

※ 緊急連絡先 0234-35-1451

6 サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

1	送 迎	車椅子をご利用の方でも乗降可能なリフト付きバスで送迎いたします。
2	食 事	12:00~ ※選択食等の導入により利用者の嗜好に配慮するとともに、それぞれの病態に合った食事の提供と適切な栄養管理を行います。
3	入 浴	普通浴の他、状態に応じて機械浴槽でも入浴可能です。
4	機能訓練	グループワークや機能訓練を行います。
5	生活相談	生活相談員に、介護以外の日常生活に関することを含め相談できます。
6	健康管理	看護師による健康チェックを行います。また、日常的な健康管理を行います。
7	レクリエーション	利用期間中に各種行事への参加が可能です。(但し、行事により別途費用負担有り)
8	特別食の提供	通常のメニューの他に行事食や選択メニューを用意しております。

7 運営推進会議の設置

当事業所では、地域密着型通所介護の提供にあたり、サービスの提供状況等について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。(デイサービスセンターかたばみ荘運営推進会議設置要綱参照)

8 利用料金

- (1) 介護給付費対象サービス料金、その他の費用については別紙参照
- (2) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますが、お支払い方法は、指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。(引き落とし日は毎月26日ですので、その前日までに残高をご確認ください。)

9 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお問い合わせください。当事業所の職員がお伺いいたします。地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書等で通知いたします。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は事業対象者と判定された場合
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者が死亡した場合
- ④ その他

イ 次の場合は、利用者は文書等で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・当事業者が破産した場合

ロ 次の場合、当事業所は、文書等で通知することにより、即座にこの契約を終了させていただく場合がございます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく6ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず相当期間支払わない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をししばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院もしくは病気等により、3ヵ月以上にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合

10 サービス利用に当たっての留意事項

送迎の連絡事項	基本的には前日の午後5時までにご連絡ください。ただし、体調不良の場合は、当日の朝でも結構です。
体調確認	ご利用当日の朝は、食事摂取状況、排便の有無、熱発の有無等、体調の確認をお願いします。
体調不良等によるサービスの中止・変更	ご利用当日の朝までにご連絡ください。また、居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員にも忘れずに連絡して下さい。
食事のキャンセル	基本的には前日の午後5時までにご連絡ください。体調不良の場合は、当日の朝でも結構です。ただし、当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料が発生する場合がございます。
時間変更	ご利用時間の変更については、当日朝のお迎えの際にお申し出ください。また、居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員にも忘れずに連絡して下さい。
設備・器具の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
施設外での受診	状況に応じて緊急受診の必要がある場合は、ご連絡をいたしますので、ご協力いただきます。
宗教・政治活動	他利用者や職員に対しての宗教活動・政治活動はご遠慮願います。

11 サービスの内容に関する苦情

当事業所の通所介護に関する相談・苦情については、次のところで承ります。

電話番号	0234-35-1451	F A X	0234-35-1452
苦情処理担当者	鈴木 真里		
受付時間	月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00		
その他	山形県庁 高齢者支援課		電話 023-630-2158
	山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課		電話 0235-66-5458
	酒田市役所高齢者支援課		電話 0234-26-5363 ※他市町村の介護保険課窓口
	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室		電話 0237-87-8006
	第三者委員 2名		

12 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者による評価	なし
----------	----

13 非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「かたばみ荘非常災害対策要領」により対応します。					
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知機	248	屋内消火栓	16	誘導灯	25
	ガス漏れ報知機	1	非常通報装置	2	防火扉	7
	非常放送設備	3	非常用電源	1	消火器	26
	スプリンクラー設備					
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。					
防災訓練	別途定める「かたばみ荘非常災害対策要領」により、災害訓練を利用者参加のうえ実施します					
消防計画	消防署届出：平成12年3月7日					

14 その他（契約当事者の変更）

利用者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、家族等をあらかじめ代理人と定め、契約者の変更をすることに同意します。代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連携して履行の責任を負います。

15 個人情報の利用目的

かたばみ荘では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

I 施設内での利用
1.当施設が利用者等に提供する介護サービス
2.介護保険事務
3.法人内監査等で提出を求められた情報
4.介護サービスの利用者に係る管理運営業務
①利用開始から終了までの利用者登録等の管理
②当該利用者の代理で行われる処理、業務、金銭管理
③会計、経理
④事故等の報告
⑤当該利用者の介護、医療サービスの向上
II 施設外への情報提供を伴う利用

1.当施設が利用者等に提供する介護サービス
①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
②利用者に施設サービスを提供する他の施設サービス事業者との連携（事前情報提供・面接等）、照会への回答
③業務委託（給食・清掃等）先との適切なサービス及び会計のための連携、照会への回答
④家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答
2.要介護認定等に係る調査等
3.医療機関及び保健所等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
4.県及び市町村等との連携、報告、照会及び問い合わせへの回答
5.県が実施する指導監督、介護サービス情報の公表制度に係る調査機関への提出及び問い合わせへの回答
6.介護保険事務
①審査支払機関へのレセプトの提出
②審査支払機関または保険者からの照会への回答
7.利用者が使用する介護用品等に係る当該業者との連絡、連携及び照会への回答
8.利用者等から依頼された（必要と判断された）物品等の購入に際しての会計等及び照会への回答
9.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
Ⅲ 上記以外の利用
1.当施設の管理運営業務
①介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
②広報誌の掲載等
③施設内外行事等や活動記録写真等の掲示
④当施設において行われる事例研究等
⑤施設訪問、施設見学、ボランティア団体活動への協力
⑤ 施設での介護サービス実習への協力

利用料金 1日の自己負担分（1割負担相当）

(1) サービス別料金

	地域密着型サービス	6時間以上7時間未満
基本料金	要介護1	678円
	要介護2	801円
	要介護3	925円
	要介護4	1,049円
	要介護5	1,172円

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合、所定単位数の3%を加算となります。

(2) 加算

入浴介助加算（I）	40円
認知症加算	60円
若年性認知症利用者受入加算	60円/日
栄養改善加算	200円/回
サービス提供体制強化加算（I）	22円
栄養アセスメント加算	50円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算（I）	×0.092円

注）利用料金は負担割合に応じた金額となります。

(3) 共通料金

①昼食代	1食当たり600円
②その他	おむつ代、レクリエーションにかかる費用等

注1）介護保険における支給限度額を超えて利用の場合は、全額自己負担となります。

注2）介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日行政の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。